



釧路市妊産婦安心出産支援事業のご案内



釧路市では、自宅から産科医療機関が遠い地域にお住まいの妊産婦さんが安心して出産できる環境づくりを目的に、北海道の補助制度を活用し、妊産婦健康診査や出産準備に要した交通費・宿泊費の一部を助成します。

対象者

釧路市に住所を有し、市の支援プランに基づいた妊産婦健康診査を受診している、①②のいずれか又は①②の両方に該当する以下の方です。

① [阿寒地区・音別地区]

住民登録のある自宅から、医療機関に通って妊産婦健康診査を受けた、又は出産した方

② [里帰り出産]

現在の居住地(釧路・阿寒・音別地区)にかかわらず、出産可能な医療機関(里帰り先の居住地から最寄りの出産可能な医療機関までの距離が25kmを超える場合)において妊産婦健康診査を受けた、又は出産した方

助成額

【交通費】

健診日、距離区分等に応じて助成金額が変わりますので、下記二次元コードよりホームページをご覧ください。

※救急車で医療機関に搬送された場合、往路(行き)の交通費は対象となりませんのでご注意ください。

釧路市ホームページ→



【宿泊費(出産分)】

上記①、②の方で、自宅等から出産可能な最寄りの医療機関までの距離が50kmを超える場合に助成します。

※上限は食事代を除く7,600円までです。

※かかった宿泊費が7,600円より低い場合は、食事代を除いた実費相当額を基準に算定します。

※北海道の規定により1泊2,000円を差し引きます。

必要書類

産婦健診受診後、原則1年以内に下記の書類を郵送又は持参してください。

- ① 添付書
- ② 請求書
- ③ 振込先金融機関の口座名義人および口座番号が確認できるもの
(通帳、キャッシュカードの写し、スマートフォンのスクリーンショット等)
- ④ 母子健康手帳の写し
- ⑤ 妊産婦健診にかかる領収書および明細書
- ⑥ 各種明細書
 - ・交通費:公共交通機関(タクシー等)を利用した場合
 - ・宿泊費:食事代を除いたもの

★里帰り出産をされた方は、下記2点も併せてご提出ください。

- ・「里帰り先の居住者の身分証明書(写し)」
- ・「里帰り先の居住地宛に公的機関から発行された書類(写し)」
※出産日の前後3か月以内に発行されたもの

申請書等は、表面にございます二次元コードよりダウンロードが可能です。

よくある質問

Q:助成額の中の”出産分”とは、いつのことを指しますか。

A:出産直前の準備(出産のために受診した時)のための交通費および宿泊費を指します。

Q:妊娠後期に市外の実家へ里帰りをしました。里帰り先で妊婦健康診査を受け、その後出産しました。健診分と出産分の助成は受けられますか。

A:里帰り出産をされた方については、里帰り先の居住地から出産可能な最寄りの医療機関までの距離が25kmを超える場合に限り、令和8年4月1日以後に受診した健診分および出産分が助成の対象となります。



問合せ先

- | | | |
|------------------|---|--------------|
| ・阿寒町行政センター 保健福祉課 | ☎ | 0154-66-2120 |
| ・音別町行政センター 保健福祉課 | ☎ | 01547-9-5252 |
| ・こども保健部 健康推進課 | ☎ | 0154-31-4524 |